

## 水道部物品購入に係る不適合水道メーターの納入について

平成 20 年 11 月 25 日  
水 道 部

## 1 概要

去る 9 月 25 日に水道部あてに、(株)阪神計器製作所仙台営業所から購入した 6,000 個の水道メーターの一部について、厚生労働省が定める基準に合わないメーターが納入された可能性があるという情報が寄せられた。

この情報をもとに、(株)阪神計器製作所取締役営業部長及び仙台営業所長から事情聴取を行ったところ、納入された水道メーターの一部に鉛の浸出を防止するための表面処理が行われていないことが判明したことから、当部においても更に事実関係について調査を行なった。

結果、設置済みの水道メーター 3,017 個の一部に、特定は出来ないものの基準に合わないメーターが混入していると判断し、現在も全品交換の作業を行なっている。

## 2 経過

- (1) 購入した 6,000 個の水道メーターのうち、既に 3,017 個が設置済みであった。
- (2) 10 月 16 日記者会見を開催し事実関係を公表するとともに、10 月 20 日付で該当する全世帯にお詫びと 11 月末日までに交換する旨の文書を送付した。
- (3) 設置済みの水道メーターの鉛の濃度について、給水栓からの水質検査を実施した結果、基準値以下であり安全が確認された。また、表面処理の行われていない水道メーターについて、鉛浸出検査の結果、基準値以下であり安全が確認された。
- (4) 水道使用量の計量については、問題がないことを確認した。
- (5) 10 月 27 日(株)阪神計器製作所取締役社長が来盛し、管理者が謝罪を受けた。その際の謝罪内容は、交換費用等の負担について誠意を持って対応するというものであった。
- (6) 設置済みの水道メーターについては 11 月末日までに交換することとしたが、11 月 19 日現在で全体の 93% にあたる 2,802 個の交換を終了した。
- (7) 水道部では、(株)阪神計器製作所との協議に基づき、設置済みの不正メーターの交換費用について同社に請求したところ、速やかに入金があった。

## 3 今後の対応

設置済みの水道メーターの期限までの交換に万全を期するとともに、(株)阪神計器製作所に対する処分等を検討するものである。